

姫路市人権啓発センター通信

61号

2026.5

Yui-Pal

ゆいばる

「ゆいばる」とは  
姫路市人権啓発センターの愛称です。

○ゆい（結い）……絆、ふれあい  
○ばる（Pal）……友だち、仲間

特集

今、部落差別（同和問題）を

考える

●人権学習地域講座（講演録抜粋）

政府の「外国人材の受入れ・共生のための  
総合的対応策」から日本の「移民政策」を考える



ゆいばる  
WEB版は  
◀こちら

# 今、部落差別(同和問題)を考える

部落差別(同和問題)において、行政の総合的な取組の契機となった「同和对策審議会答申」から61年、部落差別解消推進法の施行からも10年となる今、あらためて理解を深め、解決への取組を進めていきましょう。



※①～⑦は参考資料の番号です。詳細は5ページ下部をご覧ください。

## 部落差別(同和問題)とは?...①③

部落差別(同和問題)とは、1965年に出された同和对策審議会答申(以下、同対審答申)に次のように記載されています。

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

同対審答申の結語には、「同和行政の方向」として次のように述べられています。

「同和問題の根本的解決にあたっては、(中略)その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である」



## 同対審答申における市民的権利と自由とは...①

○同対審答申のなかでは、誰にでも保障されている**市民的権利と自由**が、同和地区の人々には完全に保障されていないことが差別であると記されています。

○では、市民的権利と自由とは何を指し示しているのでしょうか。同対審答申のなかでは、次のように述べられています。

- ・ 職業選択の自由
- ・ 教育の機会均等を保障される権利
- ・ 居住および移転の自由
- ・ 結婚の自由 など



部落差別(同和問題)における「部落」とは、被差別部落を略したものです。また、「同和地区」とは、被差別部落をさす行政用語です。



## 同対審答申における2つの差別とは...①

○同対審答申には2つの差別が記載されています。**実態的差別**と**心理的差別**です。

○**実態的差別**とは、同和地区の人々の生活実態にあらわれている差別です。例えば、就職や教育の機会均等が実質的に保障されないなどです。

○**心理的差別**とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別です。言語や文字、行為を通して顕在化します。例えば、言葉や文字で封建的身分の名称をあらわして侮辱する、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどです。

## 同対審答申までの動き(1) ...①

### 封建時代

#### 身分制度のもと、厳しい差別を受ける

同和地区の人々は、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面で厳しい差別を受けました。

### 明治時代

#### 1871年 太政官布告(いわゆる解放令)

同和地区の人々の、身分と職業が平民と同じように扱われることが宣言されました。

しかし、実質的な解放を保障するものではなく、差別と貧困から解放されるための政策は行われませんでした。

### 大正時代

#### 全国水平社の自主的解放運動

同和地区住民による全国水平社の自主的解放運動がおり、それを契機に同和問題の重要性が認識されるようになりました。

政府は国の予算で同和地区の環境改善を行うようになりましたが、部分的な改善に終わり、同和問題の根本的解決は実現しませんでした。

## 同対審答申までの動き(2)…②③

### 1946年 部落解放全国委員会の結成

戦後、全国水平社の流れを継いだ「部落解放全国委員会」が1946年に結成され、貧困に苦しむ人々の自主的な解放運動が広まっていきました。

### 1953年 戦後、国が行った初めての同和行政

厚生省(当時)が隣保館設置についての予算を計上しました。しかし、それは部分的な改善事業であったため、同和問題の抜本的解決を図る総合的な同和対策の樹立を要請する声が高まっていきました。

### 1958年 同和問題閣僚懇談会の設置

政府は内閣に同和問題閣僚懇談会を設け、関係各省の行政施策のなかに同和対策を取り入れることとしました。

民間においては、「部落解放要求貫徹請願運動」や「国策樹立要請運動」がおしすすめられました。

### 1960年 同和対策審議会設置法の制定

### 1961年 同和対策審議会への諮問\*

内閣総理大臣から同和対策審議会(以下、同対審)に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問がなされました。

### 1965年 同和対策審議会答申\*(同対審答申)

同対審は同和地区に関する「全国基礎調査」を1962年に実施するとともに、総会42回、部会121回、小委員会21回に及ぶ審議を経たうえで、答申を出しました。

※諮問(しもん)：一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること

※答申(とうしん)：諮問を受けた事項について意見を述べること

## 同対審答申後の動き(1)…②

1965年の同対審答申以降、同和地区の生活環境の改善等を目標とする3つの法律が施行されました。いずれの法律も期限のある時限法です。名称を変えながら33年間続き、2002年3月31日に失効しました。

### 1969年 同和対策事業特別措置法(同対法)



### 1982年 地域改善対策特別措置法(地対法)



### 1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)

## 同対審答申後の動き(2)…②

○1993年、総務庁(当時)の同和地区実態把握等調査が実施され、1996年、地域改善対策協議会(以下、地対協)の最終意見具申が出されました。そのなかでは「それまでの特別対策により、対象地域の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了し、今後の主要な課題は、差別意識の解消等である」との認識が示されました。

○これを受け、1996年12月、人権擁護施策推進法が5年間の時限法として成立し、1997年には人権擁護推進審議会が設置されました。また、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには立法措置が必要との意見から、2000年、議員立法により**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)**が成立しました。

## 同対審答申後の動き(3)…②④

○人権教育・啓発推進法第7条に基づき、2002年には**人権教育・啓発に関する基本計画**が策定されました。このなかで、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、1996年の地対協最終意見具申の趣旨に留意して、「これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、(中略)取組を積極的に推進すること」などとされました。

○なお、2025年には、**人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)**が策定されました。そのなかでは**部落差別(同和問題)**と記されるとともに、「部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある」と述べられています。

## 部落差別解消推進法の施行(2016年)

○部落差別の解消の推進に関する法律(**部落差別解消推進法**)は**部落差別**を法の名前に冠した初めての法律で、**現在もなお部落差別が存在する**との認識が示されています。また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることも明記されています。

○そして、すべての国民に基本的人権の享有が保障されている憲法の理念に従い、**部落差別は許されないものである、これを解消することが重要な課題であると示され、目的の最後は部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する**という言葉で結ばれています。



## 部落差別（同和問題）の現状

### 部落差別に関する認識…⑤

○国の調査によると、部落差別に関する認識について、多くの方はこれが不当な差別であることは知っていると答えています。また、これらの方でも、近隣住民や職場の同僚などよりも、交際相手や結婚相手の出身が気になるという結果もでています。

○このことから、「部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいる」しかし「心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある」と報告書には記されていました。



### 結婚・交際に関する差別…⑤

法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件において、結婚・交際に関する差別は一定数存在することがわかりました。そして、インターネット上と実社会を比べると、実社会におけるものがほとんどであることもわかりました。



### インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件…⑤

インターネット上の部落差別に関する人権侵犯事件としては、識別情報の摘示が大部分を占めています。なお、識別情報の摘示とは、「不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報をインターネット上に流通させる場合をいう」と国の調査結果報告書に記載されています。



人権侵犯事件（識別情報の摘示）の件数

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
5 (62.5%)	16 (76.2%)	44 (91.7%)	24 (85.7%)	45 (81.8%)

※（ ）の数字は、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件数のうち、当該年の「識別情報の摘示」の割合

### 誹謗中傷等の差別表現…⑤

地方公共団体の相談窓口で受理した相談では、「その他」を除くと、差別表現が大部分を占めています。582件中、インターネット上で行われたものが約半数となっています。



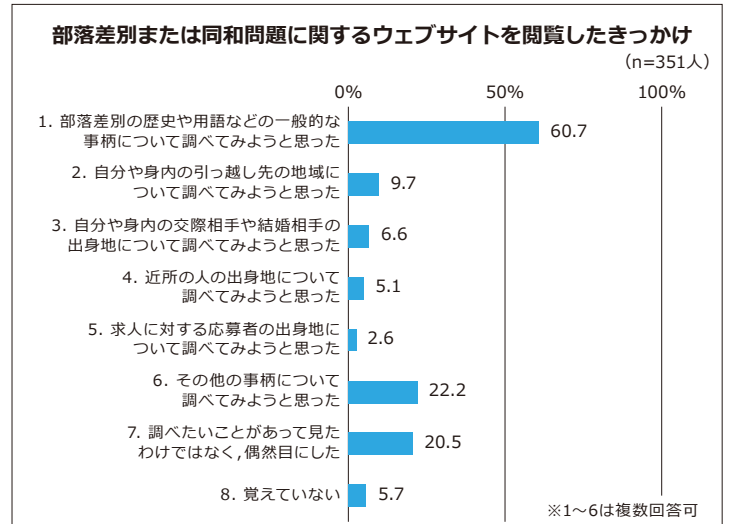
全国における類型別相談件数（2017年）

総数	結婚・交際	雇用	商品・サービス提供	差別表現 <うちネット>	その他
2,217	40 (1.8%)	16 (0.7%)	6 (0.3%)	582 <255> (26.3%)	1,485 (67.0%)

※相談件数につき、類型別の内訳を回答せず、総数のみを回答している地方公共団体があるため、内訳の合計と総数が一致しない。

## インターネット上での閲覧…⑤

○国の調査によると、部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な動機とは認めがたいものが大半を占めています。ただし、引越先地域の関係者の出身地について調べてみようと思った等の差別的意図がうかがわれる理由を挙げた人も見られました。



○また、部落差別関連のウェブページを抽出・分類するなどの調査も行われました。その結果、識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれにも一定数のウェブページが見られました。

## 就職の機会均等…⑥

全国の同和地区の地名などを記載した冊子が発行され、これを一部の企業等が購入していたという事実が1975年頃判明し、重大な社会問題になりました。



○国では、就職の機会均等を確保するため、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主にお願いしています。



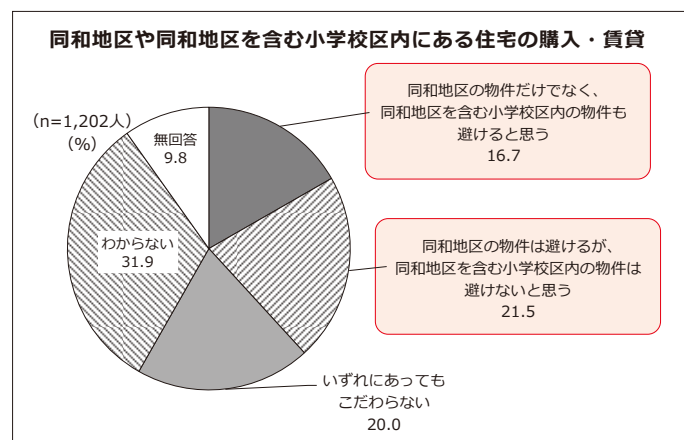
○本人に責任のない事項（例：本籍や出生地、家族に関すること）や、本来自由であるべき事項（例：宗教や支持政党に関すること）を記載させたり、面接で尋ねたりして把握すること、また、身元調査などを実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

○就職差別につながる差別的項目を排除した新規高卒者向けの応募用紙（全国高等学校統一用紙）は、1973年度から使用され、何度も改定が重ねられています。

## 部落差別（同和問題）への取組〈姫路市〉…⑦

### 市民の意識

○2022年に行った姫路市の調査において、住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件について、4割近くの人が忌避意識を示しています。そして、「わからない」と明確な判断を避ける人も約3割いました。



○また、「避ける」と回答した人の理由として、「こわいイメージがあるから」が、前回調査（2016年）と同様、約4割を占め、依然として偏見に基づく同和地区への忌避意識が根強く残っていることがわかります。

○このような結果を踏まえ、同和地区に対する偏見や誤った知識に起因した忌避意識の解消が課題となっています。また、人権侵害を「他人ごと」として捉えるのではなく、自分の問題として捉え、解決に向けて行動する人権意識をもつことも課題といえるでしょう。

○本市では、忌避意識に基づく土地差別の解消を図るため、関係団体等の協力を得て、宅地建物の取引業者等にポスター掲示やチラシ配布の依頼を行うなど、啓発の強化を図っています。

### 情報を監視・観察 —インターネットモニタリング—

2015年からインターネットモニタリングを実施しています。

インターネット掲示板等における部落差別等の差別書き込みのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行っています。

### 人権侵害事案の早期発見 —人権相談—

法務大臣委嘱の人権擁護委員が原則毎月4回、姫路市役所本庁舎や人権啓発センターなどにおいて、差別などの人権相談を受け付けています。また、神戸地方方法務局姫路支局や姫路市の人権担当部署においても相談に応じています。



### 個人情報の不正利用の防止 —事前登録型本人通知制度—

住民票や戸籍謄本などの不正取得を防止するための制度です。これらの証明書を代理人や第三者に交付したとき、本人に交付の事実を通知します。事前の登録が必要になります。

### 地域の人権啓発の拠点 —総合センター・集会所—

総合センターや集会所は、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の解決を見据え、地域のなかで福祉の向上や人権啓発の市民交流の拠点として設置されています。また、次のような市民相互の交流等を図る取組を行っています。

- ・ 相談活動
- ・ 地域の歴史や文化を生かした特色あるイベント
- ・ 交流講座（生花、書道、スマートフォンなど） など

### 学校教育など

○人権啓発交流推進事業等の取組により、学力・進学格差の解消を図っています。また、差別意識の解消については、子どもの発達段階に応じて全教育活動に位置づけて取り組んでいます。



○姫路市中学校区群人権教育研修会を実施しています。そのなかで同和問題部会を設け、教職員の部落差別（同和問題）に対する認識を深めています。

○指導上の困難度が高く、かつきめ細かな指導を必要とする児童生徒への支援として、支援教員を配置し、人権課題への解決につなげています。

○同和問題を重要な柱に人権意識の高揚を図り、共生のまちづくりに向けた人権文化の醸成を図る校区人権教育推進活動を実施しています。

### 部落差別（同和問題）の解決につなげるために

近年、部落差別にかかる裁判において原告側が求める「差別されない権利」に関する判決が最高裁判所で確定されました。これは、部落差別以外の人権問題にも関連することとして注目されました。

私たちは、問題の解決につなげるために、人権をめぐる動向に注視し、研修会等に参加するなど自ら学びましょう。そして、常に自分のこととして考えるとともに、差別が温存されないよう努力の手を緩めず、自分にできる解決への取組を進めていきましょう。

#### 〈参考資料〉

- ①同和对策審議会答申（文部科学省「『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]』から抜粋」）
  - ②法務省委託 公益財団法人 人権教育啓発推進センター「部落差別解消推進法6条の調査に係る調査研究報告書 平成30年3月」
  - ③同和对策審議会答申
  - ④法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）令和7年6月」
  - ⑤法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書 令和2年6月」表・グラフの数値は引用
  - ⑥厚生労働省「公正な採用選考について」イラストは引用
  - ⑦姫路市「姫路市人権教育及び啓発実施計画 令和7年3月」グラフは引用
- 以上の資料をもとに姫路市人権啓発センターが作成しました。

# 政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」から日本の「移民政策」を考える

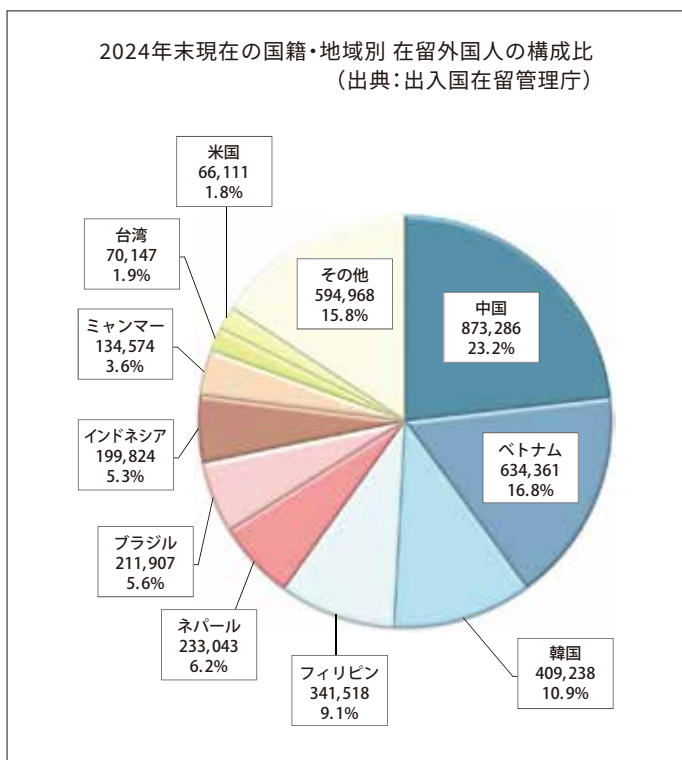


一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター主任研究員 **藤本 伸樹さん**

すべての人に大切な人権を伝えること。人権とはなにかを伝えること。国の壁を越え、地域的、文化的な違いを超えて、世界のどこでも、誰にでも、そしていつでも同じように尊ばれるという人権を伝えることをめざしています。

## 日本に暮らす外国籍住民

- 日本に暮らす外国籍住民の数は年々増加し、2024年12月末では3,768,977人となり、日本の総人口の3%を超えました。
- 姫路市では人口523,861人のうち外国籍の人は13,392人。全体の約2.6%となり、姫路市においても外国籍住民が増えています。（2024年6月末）
- 国籍・地域別では、一番多いのが中国、次がベトナム、韓国と続きます。急激に増えた国はミャンマーです。2015年は13,737人、2024年は134,574人で、約10倍になっています。
- また、2024年10月末の外国人労働者数は2,302,587人で、出身国別ではベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピンと続きます。



※構成比(%)は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、内訳の合計は必ずしも100.0%となりません。

## 日本の政策

国際的には、通常住んでいる国以外の国に1年以上住んでいる外国人を移民とっています。広い視野からみると、多くの移民が日本に住んでいることとなります。しかし、政府は、移民という言葉を使わずに外国人の受入れと共生のための政策を作っています。

### ▶外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (2018年策定 毎年改訂)

#### ●基本的な考え方

- ・日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現をめざし、外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労して活躍できるようにする。
- ・日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備する。

#### ●主な施策

- ①円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
  - ・円滑なコミュニケーションがとれるように、仕事が覚えられるように、日本語を基礎から学ぶ。
- ②外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
  - ・例えば、災害が起きた時どうするかなどの緊急時の情報や、役所の手続き・ごみの分別等の生活情報を多言語で発信する。
  - ・困りごとがあったときの相談体制を強化する。



③ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援  
・乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期など、あらゆる世代への支援体制などを組む。

④外国人材の円滑かつ適正な受入れ  
・外国から日本にくるとき、問題やトラブルのないように円滑かつ適正な受入れのための政策を立てる。

⑤共生社会の基盤整備に向けた取組  
・日本人と外国人、外国人同士が共生できるように、出会うきっかけを作る、共通の場所を設ける。

### ▶外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ (2022年策定 5年間継続 毎年見直し)

#### めざすべき共生社会の三つのビジョン

- ・安全・安心な社会
- ・多様性に富んだ活力ある社会
- ・個人の尊厳と人権を尊重した社会

○短期的な課題に対応する総合的対応策に対して、ロードマップは、外国人との共生社会実現に向けた中長期的な課題や施策を示すものです。

○日本語教育等をはじめとする4つの重点事項のほか、重点事項に係る主な取組、推進体制、当該年度の見直し点等が記されています。

### 法の下での平等

○憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。

○また、国連が採択し、日本も批准している国際人権規約や人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約などの国際人権条約において、基本的に内外人平等や、性別・人種・民族などを理由とした差別の禁止が定められています。

○1979年以降、国際人権規約などの国際人権条約を批准したことや、難民を受け入れたことなどから、日本人に限るという条件(国籍条項)が撤廃され、外国籍住民についても公営住宅の入居が可能になりました。

○他に国民年金への加入・児童手当の受給・児童扶養手当の受給などについても国籍条項が撤廃されました。

○一方、外国籍住民には、所得税や住民税、健康保険や社会保険などの負担金は日本人と同様に課せられています。しかし、地方参政権をはじめ権利が付与されていない多くのこともあります。

### 外国人が暮らしやすい社会

○1974年全国に先駆け、尼崎市、川西市など阪神地域の6市1町が、国籍条項を廃止し、外国籍の職員を採用しました。政令指定都市は1996年から1997年にかけて撤廃しました。

○政府の総合的対応策やロードマップがめざす社会の内容に加えて、日本人とともに、外国人もさまざまな権利を行使することができ、日本社会と一緒に参画していくことが大切だと考えます。

○そして、国連の条約機関から指摘されているように、広範囲に及ぶ差別を禁止する法の整備をする必要があります。ここでいう広範囲とは、外国人だけではなく、障害者差別や女性差別などを含み包括的に差別を禁止していくということです。外国人の暮らしやすい社会というのは、日本人にとっても暮らしやすいと考える。そのためにも、外国の人たちの肯定的な要素にも着目して考えていければと思います。



人種差別撤廃委員会の日本報告書審査  
2018年8月16日傍聴席より ジュネーブにて講師撮影



午後2時～3時30分〈手話通訳・要約筆記あり〉 自宅や職場から近い会場をはじめ、興味のあるテーマがありましたら、ぜひご参加ください。

第1回 **6月18日** 木 図書館網干分館

## ネット社会の人権 ～ネットの向こうには人がいる～

一般社団法人ソーシャルメディア研究会  
チーフ技術指導員

竹内 義博さん



第2回 **6月30日** 火 市民会館  
第2会議室(中ホール)

## 「伝わらない」をなくすために ～聞こえにくさから考える 人権とコミュニケーション～

キャリアコンサルタント  
ひょうご防災特別推進員(防災士)

尾庭 恵子さん



第3回 **7月22日** 水 東市民センター

## 近年の災害の変化と みんなで考える防災の進化

神戸市看護大学教授

神原 咲子さん



第4回 **8月4日** 火 北部市民センター

## 当事者・保護者・支援者の視点から、 より深く発達障害を語る ～2026年バージョン～

神戸市発達障害ピアカウンセラー  
中学高校スクールソーシャルワーカー

笹森 理絵さん



第5回 **8月19日** 水 生涯学習大学校

## 部落問題から差別のない 社会を考える

関西大学人権問題研究室  
委嘱研究員

宮前 千雅子さん



第6回 **8月24日** 月 ネスパルやすとみ

## 児童虐待の現場から 子どもの人権を考える

関西福祉大学社会福祉学部教授  
臨床心理士・公認心理師

高田 豊司さん



第7回 **9月29日** 火 香寺公民館

## 外国人の受入れをめぐる 「秩序ある共生」を考える

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター  
(ヒューライツ大阪)主任研究員

藤本 伸樹さん



第8回 **10月28日** 水 手柄山  
交流ステーション

## SOGI(性的指向・性自認)の 多様性と人権

大阪公立大学現代システム科学研究科教授

東 優子さん



## 令和8年度 人権のつどい



第1回

**8/6** 木 姫路市市民会館  
14時00分～15時30分

- ・表彰式/校区人権教育推進功労者表彰
- ・人権講演会

第2回

**12/6** 日 姫路市市民会館  
13時30分～15時30分

- ・全国中学生人権作文コンテスト  
中播磨地区予選表彰、作文朗読
- ・人権講演会

### 姫路市人権啓発センター通信 ゆいぱる 第61号 (2026年5月発行)

発行者 姫路市人権啓発センター

姫路市人権啓発センター 検索

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ4階  
TEL: 079-282-9801 FAX: 079-282-9820

- 休館日 年末年始(12月28日～1月4日)  
館内点検のため、月1回程度臨時休館(不定期)
- 交通案内 電車: JR 姫路駅または山陽姫路駅から北へ徒歩15分  
自動車: 国道2号(東行き)の姫路市民会館前交差点で左折、北へ直進100m  
※イーグレひめじには、地下駐車場があります(有料)
- 開館時間 午前9時～午後9時

